制度改正の施行について

厚生労働省年金局 企業年金•個人年金課

今後の施行スケジュール(DC関連)

- 〇「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」・「令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)」・「令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)」を受け、以下の改正項目を順次施行。
 - ① 令和4年4月1日~ 受給開始時期の選択肢の拡大
 - ・老齢給付金の受給開始時期 60~70歳 → 60~75歳
 - ② 令和4年5月1日~ 加入可能年齢の引上げ
 - ・企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満 →厚生年金被保険者
 - ・iDeCo: 国民年金第1・2・3号被保険者のうち60歳未満→国民年金被保険者(1・2・3号のほか任意加入被保険者を含む)
 - 〇 令和4年5月1日~ 脱退一時金の見直し
 - 〇 令和4年5月1日~ ポータビリティの拡充
 - ③ 令和4年10月1日~ 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
 - ・iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定め等を不要
 - ④ 令和6年12月1日~ 拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額の反映
 - ・企業型DC拠出限度額 = 「月額5.5万円-DB等の他制度掛金相当額」
 - ・企業年金(企業型DC、DB)加入者のiDeCo拠出限度額
 - = 「月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)」(ただし、2.0万円を上限)

①令和4年4月1日施行 受給開始時期の選択肢の拡大

受給開始時期の選択肢の拡大

【現行】

○ 60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できる。(=70歳に達すると自動裁定)

【見直し内容(令和4年4月1日施行)】

- 公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、企業型DC・iDeCoにおける老齢給付金の受給開始 の上限年齢を70歳から75歳に引き上げる。(=自動裁定の年齢を75歳に引上げ)
- ⇒ これによって、企業型DC・iDeCoにおける老齢給付金は、60歳以降の加入者資格喪失後から75歳までの間 で受給開始時期を選択することができるようになる。

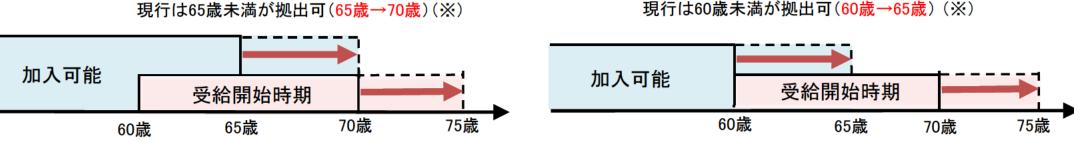
【DCの加入可能年齢の引上げ(※)と受給開始時期の選択肢の拡大】

※ 企業型DC・個人型DC(iDeCo)の加入可能年齢の引上げは令和4年5月1日施行

<企業型DC>

現行は65歳未満が拠出可(65歳→70歳)(※)

<iDeCo>



現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

現行は60~70歳の間で受給可(70歳→75歳)

- 昭和27(1952)年4月1日生まれより前の者は、施行日(令和4(2022)年4月1日)の前に自動裁定となっている。
- 昭和27(1952)年4月2日生まれ以降の者は、施行日(令和4(2022)年4月1日)以降に70歳に達するが、自動裁定となる 年齢が施行日(令和4(2022)年4月1日)に75歳に引き上がっているため、最大75歳まで資産の運用が可能。

②令和4年5月1日施行 加入可能年齢の引上げ

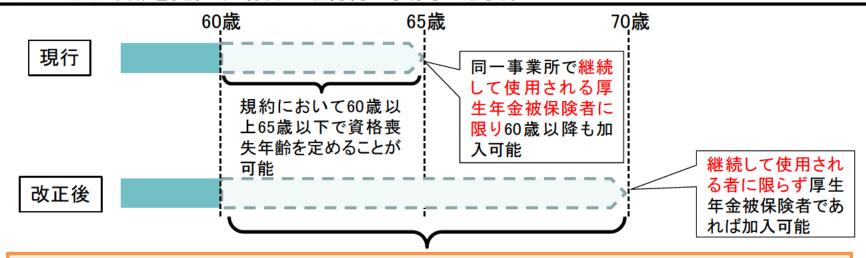
企業型DCの加入可能年齢の引上げ

【現行】

○ 60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができる。また、60歳以降は、企業型DC規約の定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者に限り、最大65歳未満を加入者とすることができる。

【見直し内容(令和4年5月1日施行)】

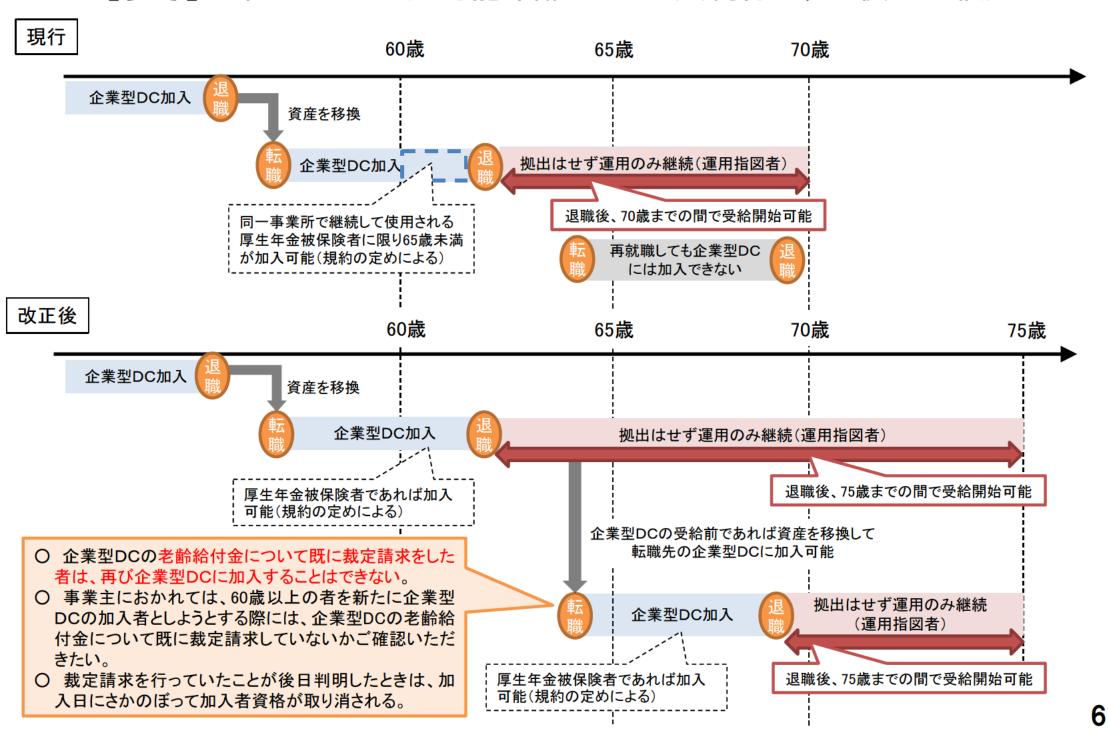
- 厚生年金被保険者(原則70歳未満)であれば、加入者とすることができるようにする。ただし、企業によって加入可能年齢などが異なる。
- 規約で定める資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができ、例えば、「60歳未満」を加入者とする、「65歳未満」を加入者とするといったように労使で資格を定めることができるが、一定の年齢を60歳より低い年齢とすることは不可。
- ⇒ 現在の加入できる年齢を見直す場合は、規約の変更が必要。



規約において加入者の資格として「一定の年齢未満」を加入者とすることが可能。 ただし、60歳(※)より低い年齢を定めることは原則不可(法令解釈通知・承認基準通知)。

- ※ これは、DCは従業員の老後の所得確保を図るための制度のため。
- ※ 従業員の老後の所得確保のため掛金の積み増しが可能な期間を延ばす場合は、一定年齢と 定年年齢は一致させる必要はない。
- ⇒ これらの点は、これまでの取扱いから変更はない。

【参考】企業型DCの加入可能年齢の引上げ(現行と改正後の比較)



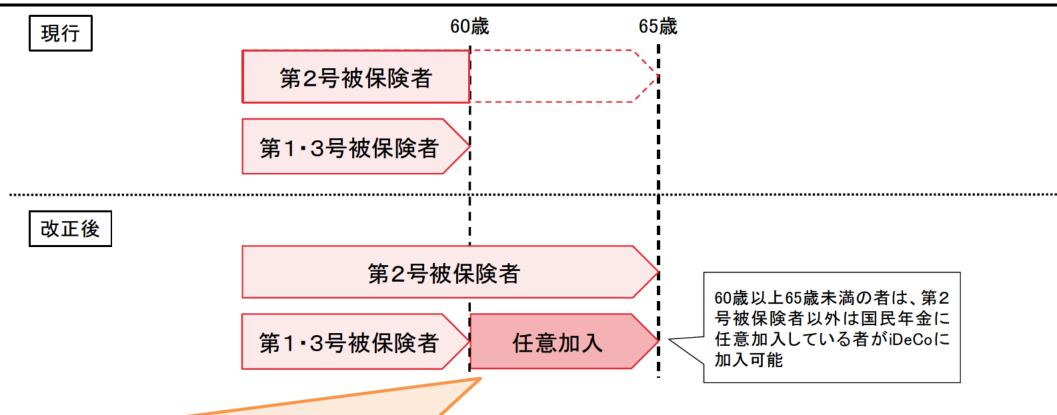
iDeCoの加入可能年齢の引上げ

【現行】

○ 国民年金第1・2・3号被保険者のうち「60歳未満」が、iDeCoに加入できる。

【見直し内容(令和4年5月1日施行)】

〇「60歳未満」という要件を撤廃して、国民年金被保険者(国民年金第1・2・3号被保険者のほか任意加入被保 険者を含む)であれば、iDeCoに加入できるようにする。



- O iDeCoの老齢給付金について既に裁定請求をした者は、再びiDeCoに加入することはできない。
- 老齢基礎年金又は老齢厚生年金を繰上げ請求した者は、再びiDeCoに加入することはできない。
 - ※ 特別支給の老齢厚生年金を65歳前の本来の支給開始年齢で受給した者はiDeCoの加入者になれる。ただし、繰上げ請求により特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢より前に受給した者はiDeCoの加入者になれない。

③令和4年10月1日施行 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

【現行】

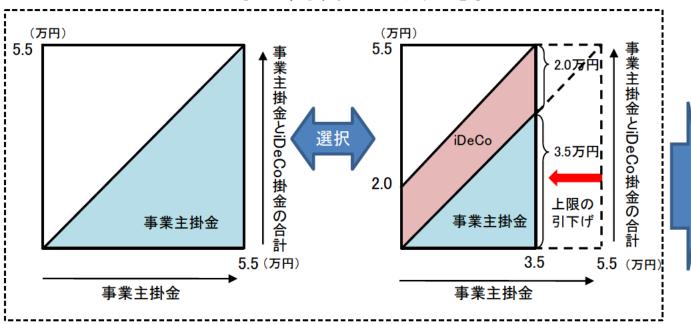
- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど活用されていない現状にある。
- 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できないため、事業主掛金が低い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない状態となっている。

【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

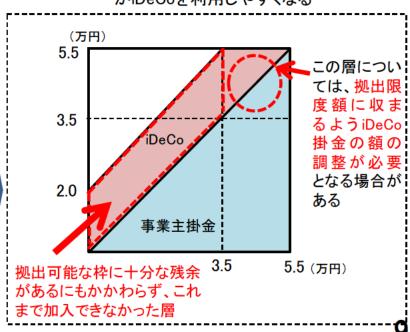
〇 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額2.0万円を上限)、iDeCoの掛金を各月拠出できるよう、改善を図る。

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。 事業主の拠出額である各月の企業型DCの事業主掛金額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【現行】事業主掛金が低い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない



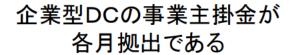
【改正後】企業型DCの事業主掛金が低い従業員 がiDeCoを利用しやすくなる



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

DC掛金の年単位拠出の取扱い

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとすると、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。
- 〇 事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない。



(拠出区分期間が「1月」や「各月」となっている)



当該企業型DCの加入者は iDeCo加入不可



企業型DCの事業主掛金が、各月の拠出限度額 (政令第11条各号の額)を超えない

(いわゆるキャリーオーバーを行う設計となっていない)



当該企業型DCの加入者は iDeCo加入不可



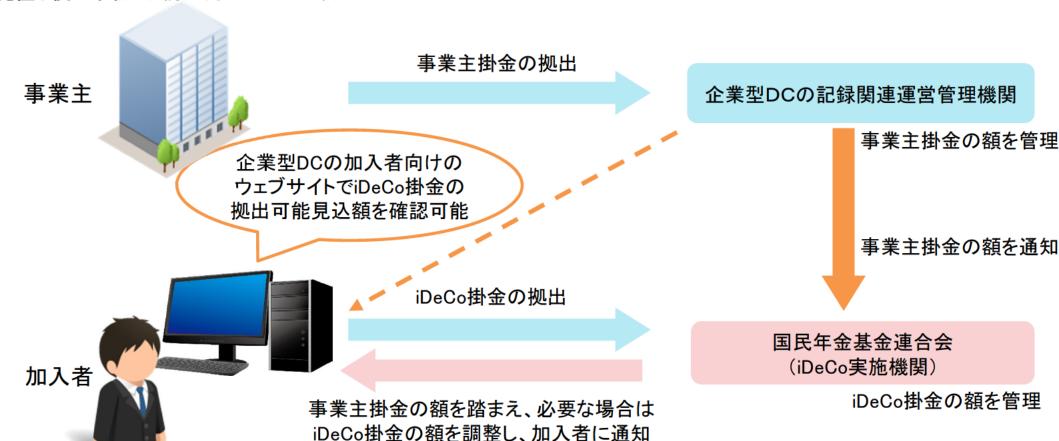
当該企業型DCの加入者はiDeCo加入可

企業型年金規約に記載する必要がある 法第3条第3項第7号に掲げる事項

企業型DCの加入者向けウェブサイトの改善

- 企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)は、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、
 - 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況
 - 他制度(DB・厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金)の加入者にあっては、その旨
 - ・ 企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合(=当該企業型DCの加入者は iDeCoに加入できない場合)は、その旨、
- ・ 拠出することができると見込まれるiDeCoの掛金の額等を表示する。

<見直し後の事務・手続の流れ(イメージ)>



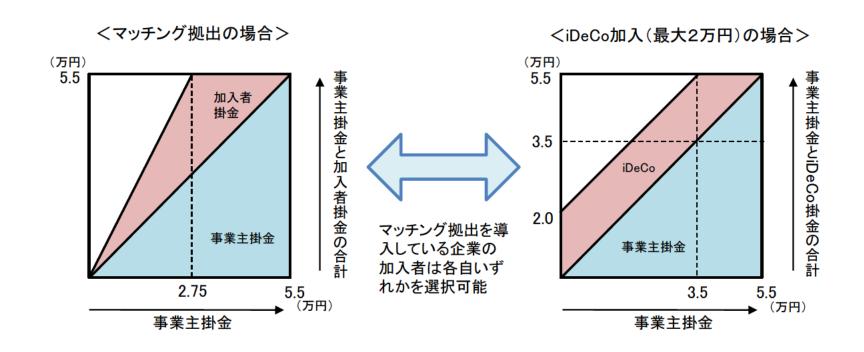
企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択

【現行】

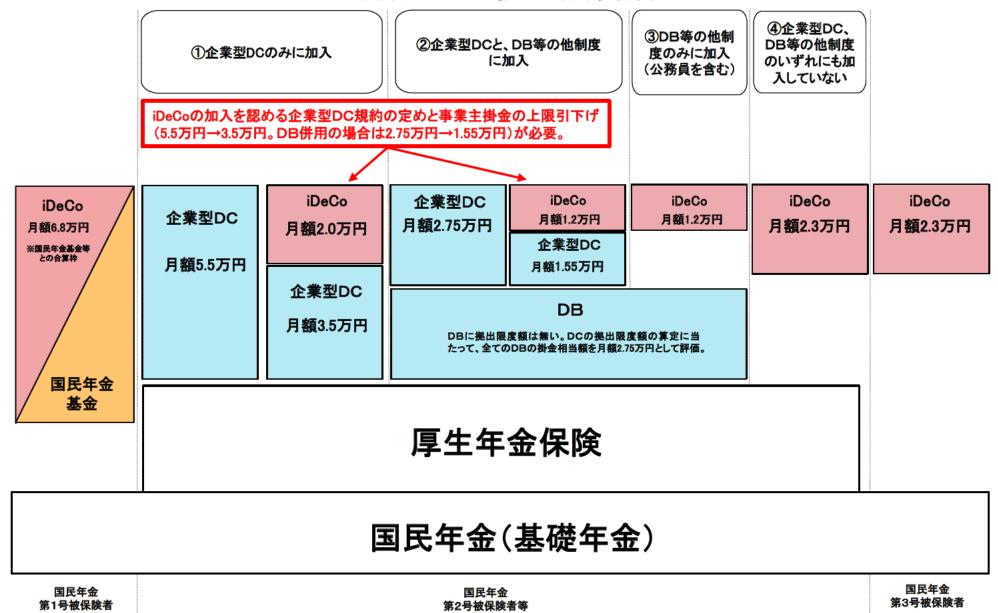
○ 事業主がマッチング拠出を導入している場合、当該企業の企業型DC加入者はマッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCo加入を選択することはできない。

【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

○ 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に併せて、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようにする。

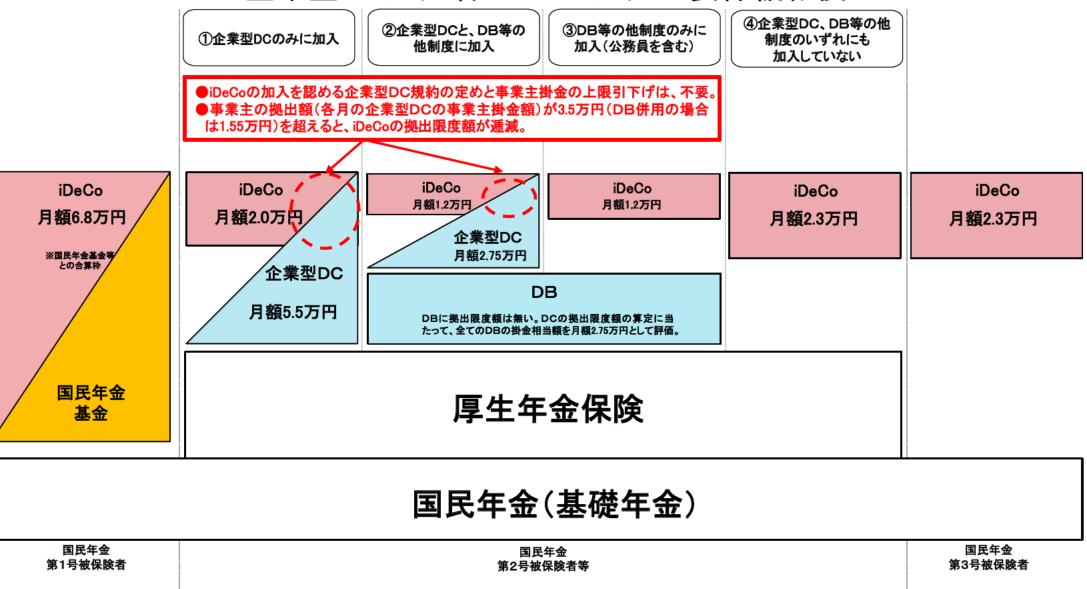


現行のDC拠出限度額



- ※1 企業型DC加入者は、マッチング拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。
- ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。
- ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後



- ※1 月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。
- ※2 マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円))の範囲内で、 マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。
- ※3 DBには、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

④令和6年12月1日施行 拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額の反映

企業型DC拠出限度額の見直しの背景

- 企業型DCのみに加入する者と、企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者との間で不公平が生じないよう、DB等の他制度にも加入する者の企業型DCの拠出限度額は、企業型DCの拠出限度額(月額5.5万円)からDB等の他制度に事業主が拠出する掛金相当額を控除する必要があるという基本的考え方に立っている。
- 現行は、拠出限度額の管理を簡便に行うため、DB等の他制度の給付水準・掛金水準にかかわらず、全てのDB等の他制度の掛金相当額を月額2.75万円として一律評価し、DB等の他制度にも加入する者の企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円としているが、現在の制度数が1万件を超えるDBごとの掛金をみると、加入者1人当たりの標準掛金は月額2.75万円より低いDBが多く、DBの間で大きな差もある。
- このDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している点については、DB・DC2法の施行後5年の見直しの際にも、改善に向けて検討がなされたが、引き続きの課題とされたものである。

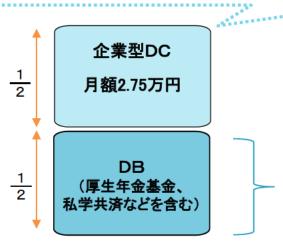
【2007(平成19)年7月 厚生労働省年金局・企業年金研究会「企業年金制度の施行状況の検証結果」ー抄ー】 現状の取扱いはやむを得ない措置であると考えられるが、なおきめ細かい対応ができないか、実務上の対応の可能性を 含め、引き続き検討すべきである。

厚生年金基金における非課税水準を基に設定

企業型DC

月額5.5万円

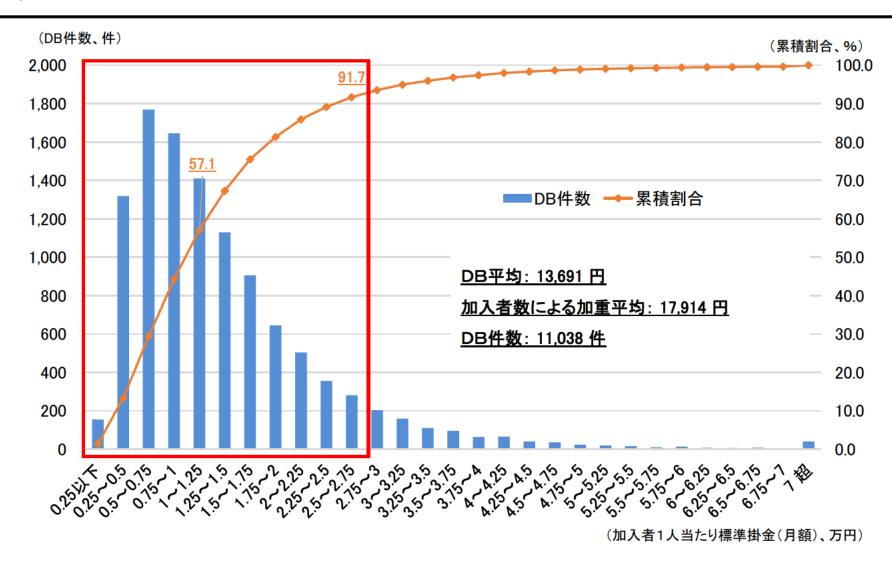
DB等の他制度にも加入する場合は一律2分の1



DB・DC2法の創設を検 討していた当時(1997年) の厚生年金基金(1583基 金)の上乗せ部分の給付 水準の平均から評価

DBの掛金額の状況

〇 現在のDBの掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、月額2.75万円より低いDBが多く、DB間で大きな差もある。



- ※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。
- ※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を 算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したもの。

企業型DC拠出限度額の見直し

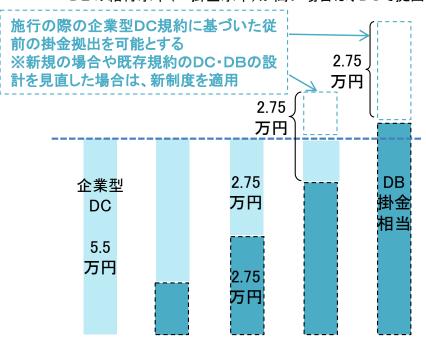
○ 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映し、公平を図る。

	【現行】	【見直し内容(令和6年12月1日施行)】
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控
②企業型DC、DB等の他制度に加入	月額2.75万円 (5.5万円から一律2.75万円を控除)	除した額

- (※1)他制度掛金相当額(仮想掛金額)は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。
- (※2)DB等の他制度に加入していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。他制度掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。
- 制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた企業型DC規約に基づいて企業型DCを実施している事業主がいることから、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設ける(「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする)。

【現行】 DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型 DCの拠出限度額は一律2.75万円。

企業型 1/2 2.75 万円 5.5 万円 1/2 【改正後】 DBの給付水準(=掛金水準)が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、 DBの給付水準(=掛金水準)が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業型DC拠出限度額の見直しに伴う経過措置

- 施行の際、企業型DCを実施している事業主は、旧制度(現行制度)を適用。ただし、
- ・ 施行日以後を適用日として企業型DC規約のうち確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合(※1)
- ・ 施行日以後を適用日としてDB規約のうち確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の 規定により掛金の額を再計算した場合(※2)
- 施行日以後にDB等の他制度を実施・終了した場合(※3)
- は、経過措置の適用(旧制度の適用)は終了し、新制度を適用。

【旧制度(現行制度)の拠出限度額】

①企業型DCのみに加入	月額5.5万円
②企業型DC、DB等の他制度に加入	月額2.75万円

【新制度の拠出限度額】

施行日以後に、新たに企業型DCを実施した場合は、新制度を適用

月額5.5万円

⇒ 企業型DCの拠出限度額は、「月額5.5万円からDB等の他制度掛金

月額5.5万円からDB等の他制度掛金 相当額を控除した額

施行日(令和6年12月1日)

事業主A

企業型DCを未実施

______ 事業主B I

企業型DCを実施

旧制度の適用

企業型DCを実施しておらず、拠出

限度額の適用の問題は生じない

企業型DCの拠出限度額は、

- ①企業型DCのみに加入
- ②企業型DC、DB等の他制度に加入 月額2.75万円

相当額を控除した額」

事業主C

企業型DCを実施

旧制度 の適用

施行の際、企業型DCを実施している事業主が、新制度の適用を受けることとなった場合は、企業型DC規約の変更と企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)への通知が必要

- ※1 他制度に加入する者に係る事業主掛金について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合も規約変更が必要で、その場合は経過措置 は終了。
- ※2 厚生年金基金(プラスアルファ部分)・石炭鉱業年金基金について、同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む。
- ※3 他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

〇 iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するとともに、上限を2万円に統一し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日~	令和6年12月1日~
国民年金第1号被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
I ①企業型DCのみに加入	月額5.5万円-各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円一
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円-各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	(各月の企業型DCの事業主掛金額+ DB等の他制度掛金相当額)
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円(※)	(ただし、月額2.0万円を上限)
④企業型DC、DB等の他制度のいずれ にも加入していない	月額2.3万円(※)	月額2.3万円 (※)
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円(※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。 事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額 3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

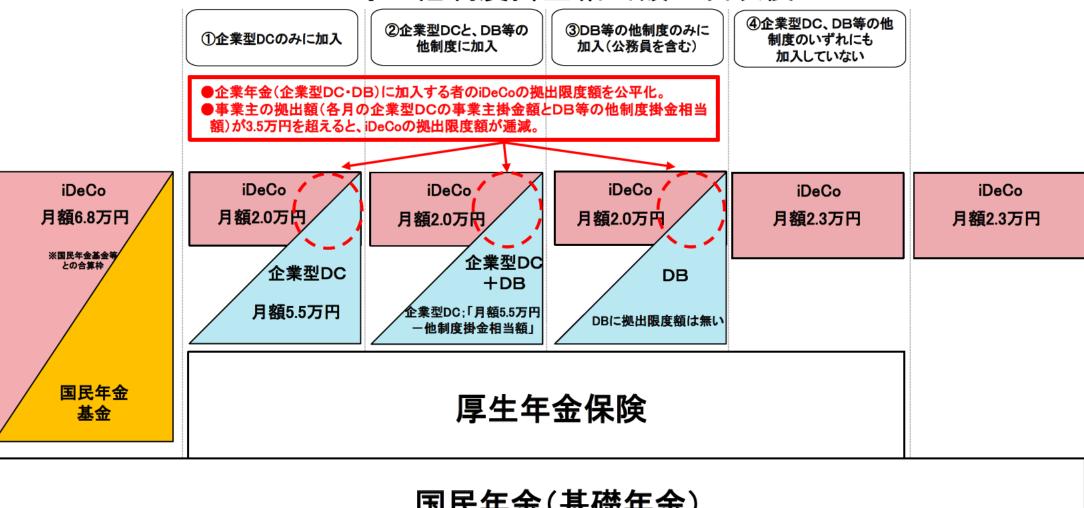
【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。

DB等の他制度掛金相当額の反映後



国民年金(基礎年金)

国民年金 国民年金 国民年金 第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定 したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、 確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により 掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除し た額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

た額)の範囲内で、マッテング拠山が可能。マッテング拠山が10600加入がで加入自己にたい、ハロース 1000 (各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

DB等の他制度掛金相当額の算定方法①

- DB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)は、企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定する。
- 〇 具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定する。

① 加入年齡方式	標準加入者の給付現価 標準加入者の人数現価
② 開放基金方式	現在加入者の将来期間分給付現価+将来加入者の給付現価 現在加入者の人数現価+将来加入者の人数現価
③ 閉鎖型総合保険料方式	現在加入者の将来期間分給付現価 現在加入者の人数現価 ※ 算定が困難と認められる場合は、⑥と同様の方法で算定
④ ①から③に該当しない財政方式	上記に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める方法により算定
⑤ リスク分担型企業年金	給付の額の調整がないものとして、財政方式に応じた上記の方法により算定 ※標準掛金相当額を見直さない限り、DBの他制度掛金相当額は一定
⑥ 簡易な基準に基づくDB (加入者数500人未満)	標準掛金の総額 加入者数 ※ 直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づき算定

※ 施行の際、施行後の日を基準日として財政再計算するまでは、⑥と同様の方法で算定することができる。

DB等の他制度掛金相当額の算定方法②

O DB以外の制度における他制度掛金相当額・共済掛金相当額は、DBの算定方法に準じた方法により算定する。

①厚生年金基金の他制度掛金相当額	DBの算定方法と同様(代行部分がないものとして算定)
②私立学校教職員共済制度の他制度 掛金相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
③石炭鉱業年金基金の他制度掛金相 当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
④国家公務員共済組合の共済掛金相 当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額
⑤地方公務員等共済組合の共済掛金 相当額	DBの算定方法に準じた方法により厚生労働大臣が定める額

DB等の他制度掛金相当額の算定方法③

基礎率

〇 標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定

算定単位

- 財政運営の単位であるグループ区分(同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている単位)ごとに 算定
- キャッシュバランスプランの場合であっても、グループ区分における加入者全体を一つの集団として、グループ区分ごとに算定
- 総合型など複数の実施事業所によって構成されるDBであっても、グループ区分単位で財政運営を行うことから、グループ区分における加入者全体を一つの集団として、グループ区分ごとに算定

加入者負担

○ 加入者本人が掛金の一部を負担している場合、生命保険料控除であれば他制度掛金相当額に含めずに 算定し、社会保険料控除であれば他制度掛金相当額・共済掛金相当額に含めて算定

端数処理

○ 千円単位で端数処理(千円未満の端数を四捨五入)

再算定

〇 財政再計算の度に再度算定

DB等の他制度掛金相当額の実務上の取扱い

規約における取扱い

- O DB・厚生年金基金の他制度掛金相当額は、DB・厚生年金基金の規約事項
- DBの他制度掛金相当額の新規設定・変更については、標準掛金の変更と同様、届出事項(給付設計の見直し等に伴う場合は承認事項)
- 厚生年金基金の他制度掛金相当額の新規設定・変更については、標準掛金の変更と同様、認可事項
- ※ 施行の際、財政再計算を伴わずに他制度掛金相当額を算定する場合の規約変更は、DBでは特に軽微な変更、厚生年金 基金では届出事項。

数理書類への記載

- DB・厚生年金基金の他制度掛金相当額は、標準掛金と同様に、適正な年金数理に基づいて計算
- DBの数理書類である「掛金の計算の基礎を示した書類」と「財政再計算報告書」に他制度掛金相当額を記載(厚生年金基金も同様の書類)。加入者数500人未満の簡易な基準に基づくDBを除き、年金数理人による確認が必要

企業年金プラットフォームへの登録

- 〇 事業主・基金(DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金)は、毎月末日における加入者・加入員に関する情報(他制度 掛金相当額を含む)を翌月末日までに、国民年金基金連合会が確認できるよう通知しなければならない
- 通知は、企業年金連合会において整備する企業年金プラットフォーム(PF)に登録することで行う
- 受託機関に加入者等の情報の管理業務を委託している場合は当該受託機関が、委託していない I 型の場合は事業主・ 基金が自ら行う
- ※ 企業型DCを実施する事業主は、併せて、企業型DC加入者に関する情報として、他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)に通知し、企業型RKからPFに登録

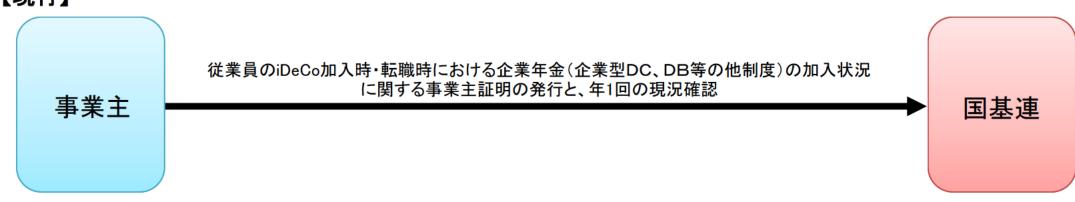
私立学校教職員共済制度の場合、私学共済制度のみに加入している場合は、PFへの登録は不要

- ・ 私学共済制度に加えて、DBにも加入している場合は、DB分の他制度掛金相当額のみ(私学共済制度分は含まない)をPFへ登録
- ・ 私学共済制度に加えて、企業型DCにも加入している場合は、企業型DC加入者に関する情報(<u>私学共済制度の他制度掛金相当額を含む</u>。 DBにも加入している場合は、<u>私学共済制度分とDB分を合算した額</u>)を企業型RKに通知し、企業型RKからPFへ登録

情報連携による効率的なiDeCoの制度運営

- 〇 iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入状況と事業主の拠出額を国民年金基金連合会が確認できることが必要となる。
- 企業型DCを実施する事業主については、令和4年10月から企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)を通じた国基連との情報連携を実施。DBを実施する事業主・基金(DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金)については、令和6年12月から受託機関を通じた国基連との情報連携を実施。いずれも、企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム(PF)」を活用して情報連携を行う。
- ⇒ この仕組みの構築によって、加入時・転職時の事業主証明書・年1回の資格確認を廃止することが可能となる。

【現行】



【改正後】



* 加入者等の情報の管理業務を委託せずに自ら実施している場合(I型の契約形態)、 事業主・基金自ら企業年金プラットフォーム(PF)へ登録

iDeCo資産の受換を可能とするDB規約の整備

- DCの拠出限度額の算定に当たってDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を反映すると、その水準によってはDCの拠出限度額がなくなり、iDeCoに拠出できなくなる場合がある。
- このような場合、企業型DCに加入していれば、iDeCoの資産をいつでも企業型DCに移換して運用することができるが、DBのみに加入する者については、それができないことから、資産額が一定額(25万円)以下である等の脱退一時金の要件を満たした場合に脱退一時金の受給を認めることとした。(令和6年12月1日施行)
- 他方、DB規約にiDeCoの受換の定めがあれば、iDeCoの資産をDBに移換することが可能となる。そこで、DCの拠出限度額に当たって他制度掛金相当額を反映すると、DCの拠出限度額がなくなる事業主におかれては、従業員のためにiDeCoの資産をDBに移換できるよう、DB規約に受換の定めを整備することを選択肢の一つとして検討いただきたい。
- 受換したiDeCoの資産をどのように給付に反映するかについては、DBの給付設計によって様々であるが、
 - ・ DBの給付設計がキャッシュバランスプランの場合は、iDeCoの資産を仮想個人勘定残高に加算する方法
 - ・ DBの給付設計が最終給与比例の場合は、iDeCoの資産を給付の算定基礎の一つとなる加入期間に変換して給付に加算する方法等が考えられる。

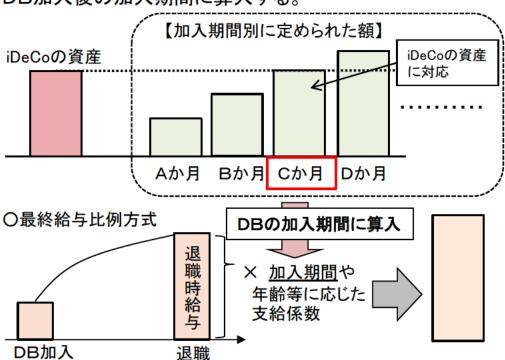
【キャッシュバランスプランの場合(イメージ)】

仮想個人勘定残高にiDeCoの資産を加算する。

DBの仮想個人勘定残高へ移換 iDeCoの資産 DB加入時

【最終給与比例の場合(イメージ)】

iDeCoの資産を対応する加入期間に変換し、その期間をDB加入後の加入期間に算入する。



改正内容のご案内

○ 改正内容の詳細(政省令、各種通知等)については、順次、以下の厚生労働省ホームページに掲載していきます。 《2020年の制度改正》https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 私的年金制度の概要(企業年金、個人年金) > 2020年の制度改正





(注)正式な取扱いについては、政省令、通知、QAなどを御確認ください。

参考資料

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第40号)の概要

改正の趣旨

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる。)。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他

令和2年度税制改正の大綱(抄)

令和元年12月20日 閣 議 決 定

一 個人所得課税

確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。

- ① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - イ 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険 者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とす る。
 - ロ 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び農業者年金制度の受給開始時期等の選択可能な範囲を拡大する。
 - ハ 確定拠出年金法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度について、これらの制度が実施可能な事業主の 範囲を拡大する。
 - 二 企業型確定拠出年金加入者について、企業型確定拠出年金の規約の定めなしに個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。
 - ホ 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者 の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

三 法人課税

確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- (1) 事業主が拠出する確定拠出年金法の事業主掛金及び中小事業主掛金について、確定拠出年金の加入可能要件並 びに同法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度の実施可能な事業主の対象範囲の見直しが行われた後 も、引き続き損金算入する。
- (2) 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者の 退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする見直しに伴い、退 職年金等積立金に対する法人税における退職年金等積立金について、所要の措置を講ずる。

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

※ それぞれの地方税部分は省略。また、「二 資産課税」の相続税についても省略。

令和3年度税制改正の大綱(抄)

令和2年12月21日 閣 議 決 定

一 個人所得課税

確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。
- ※ 地方税部分も同じ内容。